

5 福祉障施第 19 号
令和 5 年 7 月 6 日

各区市町村障害福祉主管課長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施について

平素より、東京都の障害者施策につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、令和 5 年度東京都医療的ケア児等コーディネーター養成研修を下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、貴自治体内関係者への周知及び研修受講生の御推薦をお願い申し上げます。

なお、本研修は地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター及び医療法人財団はるたか会（以下「委託先」という。）に委託し実施いたしますので、詳細につきましては別途委託先から御案内いたします。

記

1 研修対象者

相談支援専門員、保健師等、地域において医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターの役割を担う予定のある者

2 実施内容

(1) 講義（別紙プログラムのとおり）

(2) 演習

(3) フォローアップ研修

※研修内容等の詳細情報は別途委託先から通知

3 実施方法

(1) 講義：オンラインで実施（区部、多摩共通）

(2) 演習：オンラインまたは集合で実施

(3) フォローアップ研修：(1) (2) の修了者を対象に、オンラインまたは集合で実施

※集合で実施の場合は、原則として 23 区の自治体は医療法人財団はるたか会が、多摩地域の自治体は都立小児総合医療センターが指定する場所で受講

演習とフォローアップ研修の受講場所が異なる場合もあります

4 申込方法と受講者決定までの流れ

(1) 23 区の自治体は医療法人財団はるたか会から、多摩地域の自治体は都立小児総合医療センターから研修の御案内をします

- (2) 各自治体において作成した医療的ケア児等コーディネーターの配置計画に基づき、各自治体が受講生を推薦し、各委託先が指定する方法で申し込みをします
なお、配置計画の提出は下記メールアドレスへお願いいたします。
- (3) 受講生決定後、東京都から各自治体へ通知します
受講生へは個別の通知はしませんので、各自治体から通知してください
- (4) 研修受講の方法については、各委託先から受講者へ個別にご案内します

5 研修修了者の在籍する事業所の公表

研修修了後は、各区市町村障害福祉主管部署宛てに修了者名簿を送付いたします。また、修了者が所属する事業所名を東京都ホームページに掲載いたします。

6 その他

本研修の受講は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の報酬算定における、要医療児者支援体制加算の要件の一つとなっております。

配置計画提出先：S1140704@section.metro.tokyo.jp

【担当】

東京都福祉局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 在宅療育担当 星
電話(直通) 03-5320-4360

令和5年度 東京都 医療的ケア児等コーディネーター養成研修プログラム

分野		研修内容
講義	1 総論	・医療的ケア児等の地域生活を支えるために ・医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
	2 医療	・障害のある子どもの成長と発達の特徴
		・疾患の特徴 ・生理 ・日常生活における支援 ・救急時の対応
		・医療的ケア児の歯科診療
		・訪問看護の仕組み
	3 本人・家族の思いの理解	・本人・家族の思い
		・緩和医療を必要とする児の場合
		・意志決定支援 ・ニーズアセスメント ・ニーズ把握事例
	4 福祉	・支援の基本的枠組み ・福祉の制度 ・家族支援
		・遊び・保育
		・虐待
		・東京都における医療的ケア児支援施策について
		・東京都在宅重症心身障害児(者)等訪問事業
	5 ライフステージにおける支援	・各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ・児童期における支援 ・学齢期における支援 ・成人期における支援 ・医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
		・NICUからの在宅移行支援
	6 支援体制整備	・支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ・支援体制整備事例 ・医療、福祉、教育の連携 ・地域の資源開拓・創出方法
	7 計画策定のポイント	・演習に向けた計画作成のポイント
		・自治体との連携
		・症例提示
演習	8 演習(計画作成)	事例をもとにした計画作成の演習
	9 演習(事例検討)	事例をもとに、意見交換(グループディスカッション)・スーパーバイザーによる計画作成の指導

※プログラムの内容は、今後、変更となる可能性があります。予めご了承ください。